

仕様書

1 業務委託の目的

広島広域都市圏内の自治体のうち、ＪＲ芸備線沿線に位置する三次市、安芸高田市及び広島市の３市は、一つの経済体として広域的に連携し、主体的なまちづくりを進めていくための抜本的対策の一環として、ＪＲ 芸備線を軸とした公共交通ネットワークのあり方について議論するため、昨年５月に三次・安芸高田・広島まちづくり交通協議会を設置し、３市が連携したまちづくり及び移動創出に係る課題を整理しているところである。

本業務は、今後、３市が連携したまちづくりを進める上で必要となるＪＲ芸備線を軸とした公共交通ネットワークのあり方について議論するため、ＪＲ芸備線が有する価値や沿線自治体に与える多面的な効果などを確認及び可視化させるとともに、協議会に向けた資料作成を行うものである。

2 業務内容

(1) クロスセクター効果分析（多面的な効果の検討）

芸備線（三次駅～広島駅間）が生み出す多面的な効果のうち自治体が支えるべき移動について、行政の視点から定量的に評価をするため、クロスセクター効果について分析を行う。

①クロスセクター効果分析

「地域公共交通の有する多面的な効果（クロスセクター効果）に係る算出ガイドライン標準版」に基づき、芸備線（三次駅～広島駅間）のクロスセクター効果について分析を行う。なお、分析に必要な数値等は、本業務におけるアンケート調査及び既存資料を活用して行うものとするが、必要に応じて沿線自治体へ調査に必要なデータ等の提供を求めることも可能とする。

②追加分析

鉄道の代替として区間の全部または一部に、他の交通モード（ＢＲＴ、ＬＲＴなど）を導入する場合に必要な費用や事業期間について、協議会での議論を踏まえながら３案程度作成して比較検討する。

(2) クロスセクター効果分析に係るアンケート調査

芸備線の沿線住民、利用者等に対して調査を行い、クロスセクター効果の分析、利用実態の分析、芸備線に求めるニーズの把握等の参考とする。

アンケート調査は、以下の４種類を行い、調査後に結果の集計分析を行う。

①沿線住民アンケート調査

芸備線沿線の各駅の駅勢圏内（０.５km～２km）の居住者へアンケートを配布

約 19,000 件（世帯）（無作為抽出による郵送 6,500 件、タウンメール 12,500 件）へアンケートを配布

②沿線事業所アンケート調査

芸備線沿線の従業員数 50 人以上の事業所へアンケートを配布
各エリア 1 社以上、計 20 社程度 約 3,000 件

③沿線学校アンケート調査

芸備線沿線の学校へアンケートを配布
約 5 校 約 3,400 件

④利用者アンケート調査

芸備線利用者へのアンケートを配布
平日 1 日、休日 1 日
約 3,000 件/日の回収を想定

(3) 報告書作成

本業務で分析した結果を報告書にとりまとめる。

特記仕様書 [共通編]

- 1 本業務は、特記仕様書及び広島市調査・設計・測量業務等共通仕様書（及び別添）（令和6年9月）により施行すること。
- 2 業務の概要について
本業務は、J R 芸備線（三次駅～広島駅）のクロスセクター効果の分析等を行うものである。
- 3 照査技術者の配置について
本業務においては、照査技術者を定めるものとする。
資格要件：本業務における管理技術者と同等の能力を有する技術者
- 4 再委託等について
本業務における総合的企画、総合的業務遂行管理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 5 貸与品等について
 - (1) 本業務において貸与する次の資料については、守秘義務を求めるものとし、複写してはならない。
過年度業務成果（芸備線沿線地域調査その他業務報告書）
- 6 アンケート調査について
本業務において4種類のアンケート調査を予定しているが、アンケート内容、対象範囲・数量は、今後「三次・安芸高田・広島まちづくり交通協議会」において決定するものとする。発注時からアンケート手法、数量等に変更があった場合は変更対象とする。
- 7 電子納品について
 - (1) 本業務は、電子納品対象業務である。
 - (2) 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「手引」という。）に基づいて作成したものを指す。
 - (3) 成果物は、「手引」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-Rを原則とする）で4部、電子データの印刷物（簡易製本）1部、原図（成果物として指定のある場合）一式を提出すること。
 - (4) 電子納品にあたっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
- 8 打合せ協議について
本業務における打合せ回数は、着手時、中間時（1回）、成果物提出時の計3回を予定している。
なお、業務着手時及び成果物提出時には、管理技術者が立会うこと。
- 9 ウィークリースタンス実施要領の適用について
本業務は「広島市ウィークリースタンス実施要領」の対象業務である。実施要領に基づき、以下のとおり取組むこと。
 - (1) 着手時の協議において、取組目標を確認し打合せ記録簿で提出すること。
 - (2) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組状況の確認及びフォローアップを行い、打合せ記録簿で提出すること。
 - (3) 業務完了時に、実施結果を受発注者双方で確認し、実施結果報告書に記入、打合せ記録簿で提出すること。

位置図

